

亀山市公告第64号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を亀山市建設部上下水道局下水道室に備え置いて、公告の日から2週間縦覧に供する。

平成26年10月8日

亀山市長 櫻井 義之

1 法定外公共物の種類

河川法（昭和39年法律第167号）の適用又は準用を受けない河川、水路、ため池その他これらに類するもの

2 法定外公共物の場所

亀山市川合町字山神戸797番27